

第二回國會文化委員會會議錄 第三号

昭和二十三年三月十九日(金曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 福田 繁芳君

理事 佐藤次郎君 最上 英子君

玉井 祐吉君 馬場 秀夫君

原 彪之助君 高橋 長治君

並木 芳雄君 平澤 長吉君

奥村 竹三君 佐々木盛雄君

竹尾 式君 原田 憲君

川越 博君 受田 新吉君

委員外の出席者

専門調査員 武蔵 智雄君

三月十六日

一宮市に織維工業復興世界平和大博覧會開催の請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第九七号)

雑誌「相模」用紙割増増加の請願(佐藤次郎君紹介)(第一〇八号)

光市に観光施設施行の請願(守田道輔君紹介)(第一二三号)

日光における國宝建造物修繕費國庫負担の請願(高瀬傳君紹介)(第一五六号)

「九州朝日新聞」に用紙割増の請願(荒木萬壽夫君紹介)(第一六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

祝祭日に關する件

○福田委員長 それでは會議を開きます。

本日の議題は、公報をもつて御通知いたしました通り、祝祭日に關する件であります。申すまでもなく本件の重

大性はいわれ／＼のつとに認識いたしてゐるところであり、また國民大衆もこれに多大の関心を寄せてゐるところであります。政情その他の都合によりまして、こゝ二、三週間、委員會を開くことができませんでしたが、本件に關し、委員各位におかれましては、本件に關し、それ／＼慎重かつ熱心に御研究を続けられておりましたことは、不肖委員長といたして衷心から感謝にたえない次第であります。委員各位から御提出に相なりました本件に対する御試案は、これをとりまとめまして一覽表を作成してお手もとに差上げてござい

ますから、十分御熟慮を願ひたいと思ひます。ついででありますからお手もとに配つてありますその他の資料について簡単に説明申し上げます。

まず過般總理廳審議室輿論調査班で行いました祝祭日に關する輿論調査及び總理廳あての投書の内容は、すでにそれ／＼結果が明らかにせられましたので、大体的ところは新聞にも発表せられてゐるのでありますが、その完全な報告がお手もとに差上げてあるわけ

であります。

輿論調査の方で申し上げますと、インターネットのぐあいが悪かつたり、また回収不能などのために、無効調査票が六十三ありましたので、これを除きまして回収総数は六千六百六十になつたわけでありまして、報告書は二枚にわかれておりますので、第一表は簡単なもので、但し下の欄はぜひあつて欲しいという祝祭日に二重丸をつけてもらつ

て、その結果を順次に列挙いたしてあります。第二表はやや詳細なもので、希望する祝祭日の日附、名称、それからパーセンテージなどが、はいつてゐるわけでありまして、投書の分析の方は別に取立てて申し上げるものはないと思ひのであります。それからわが衆議院文化委員會あてにも、相當な投書が寄せられております。これも總理廳が行つたものと同じ方法で分析いたしましてお手もとに差上げておいた次第であります。

なおその際全國保育連合會、民主主義科學者協會、日本交通公社、あるいはまた福島縣、そういう方面から相當に島根縣からは、島根縣全体としての輿論調査をいたした結果を、詳細に報告してまいつております。こういうものは専門調査員室に備へつけてありますから、委員諸君が御自由で隨時御覽願つたら、非常に幸甚と存じております。なおまた最近の公報によりまして、本院議員の山名君あるいは馬場君、竹尾君、松澤君、青木君、こゝいう諸君の御紹介のもとにあるいは花祭とか、あるいは花祭、あるいは明治節、あるいは子供の日、あるいは教育節などの祝祭日としての指定の請願が續々と寄せられてゐるようでありまして、もちろん、これらはいずれもわが文化委員會に付託せらるべきものでありと存じますので、議長に相談いたしまして、その手続を急いでもらいたいと存じております。

それからこの際ちよつと諸君にお諮りしたいのでありますが、かやうに祝祭日に關する請願が寄せられますことは、まことにありがたく、また大いに歓迎すべきところであることは、申すまでもないのでありますが、わが委員會としても、もうそろ／＼この祝祭日に關する結論をとりまとむべき時期に到達いたしておりますので、議長とも相談し、また參議院の文化委員會とも協議いたしまして、この種の請願陳情はこの際大至急に寄せらるるやうに、新聞なりあるいはラジオを通じて國民大衆に要請するのが、わが委員會といたしても、また國民に対する親切ではないかと思ひのでございしますが、さういふことに對しまして、諸君御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議がないやうでありますから、至急さう取計らいたしたいと思います。新聞社あるいは放送局に對する方法については、委員長に御一任を願ひたいと思ひます。

次に先ほど申し上げましたやうに、わが委員會としても、すでに本件に關して結論をとりまとめ、法案を起草すべき段階に近づいておられますので、この際普通通行されております休日、あるいは一般の休日ないし祝祭日、あるいは休日などという言葉の法律的な意味を明らかにしておきたいと思ひのであります。諸君におきましてはすでに御承知であるかと存じますけれども、一應こゝういふ点を私に代つて専門調査

員から御説明申し上げます。これからの審議を進める上に何分の御參考になるのではなからうか、かやうに存じますから、簡単に武蔵専門調査員を煩わして説明されたい、かやうに考えます。

○武蔵専門調査員 このたびの祝祭日の改訂にあたりましては、自然発動を免れないと思ひますが、従来行われておりました休日とか、一般の休日ないしは休曜日、それから祭日、祝日などという言葉の概念規定を、一應蛇足ながら簡単に申し上げておきたいと思ひます。

普通休日と申しますと、そこに三つの意味があるわけでございます。第一の意味では、國家が一切の職務や業務の執行を休むものと特に定めた日という意味であります。この意味におきましては、祭日や祝日などのうちのあるものが、いわゆる一般の休日といふのが、この意味での休日として定められておるわけでありまして、すでに資料としてお手もとに差上げてあります昭和二年の勅令の第三十五号、それがこの意味の休日と規定しておるわけでありまして、それからこれに附帯して申し上げますと、日曜日はこの場合の休日ではなかつて、これは休曜日となるのであります。特に官廳の休曜日と申しますと、これは今申し上げました休日以外において官廳が一般に職務を休む日なのであります。日曜日はこの意味での休曜日でありまして、明治九年の太政官達二十七号によつてその旨が規定

されております。それからもう一種類
年未年始の休暇も、これはいわゆる官
廳の休暇日であります。明治六年の太
政官布告の第三号によりまして、一月
一日から三日まで、それから十二月三
十九日から三十一日まで、休みがこの
意味の休暇日として規定されておしま
す。それからもう一つ附け加えます
と、大正十一年の閣令第六号によりま
して、本局長官は所屬職員に対して七
月二十一日から八月三十一日までの間
において事務の繁閑をはかつて二十日
以内の休暇を與え得るといふことにな
つておりますが、これは休暇日ではな
いのであります。休暇日以外の休みの
日ということになります。

それから休日第三の意味は、ある
社会や、ある階級ないしは地方の全般
を通じて、業務を休んで取引をなさな
い日、こういう意味合であります。こ
の点につきましては、前に第一の意味
で申し上げました、いわゆる一般の休
日のほかに、日曜日も含まれるのであ
ります。そのほかにいわゆる銀行休
日、これは土曜の午後になります。そ
れからほん、ひがんだがこれに属す
るわけでありまして。

それからこのごろは休日第三の意
味合が附け加つております。これは勞
働者が労働を休む日という意味で、休
日という言葉が使われておるのであり
ます。これは労働法上の労働者の就業
制限の一つの方法として行われている
のであります。以前には工場法の第
七條で、少くとも毎月二回の休日とい
ふことが定められておりましたが、今
度の労働基準法の第三十五條によりま
して、毎週少くとも一回の休日とす
るべきことが規定されておりました。

んだん実情を聞きますと、労働者によ
つて歓迎しておるところもあり、また
一週一回は多過ぎるというので、歓迎
しないところもあるやうであります
が、とにかく規定の上ではさうなつて
おります。

それから休日関係の法規の方で申し
上げますと、法律上、休日というもの
は、主として期間の計算とか、期日の
指定に關して問題になるのであります
が、その意味がおのづかの場合に
つて多少違つております。まず民法の
方で申し上げますと、期間の末日が休
日に当たるときは、期間はその翌日で満
了するものと定められております。こ
れは第四百四十二條であります。この休日
は取引をなさない慣習を要件としてお
るのであります。先ほど申しました
第二の意味の休日になるわけでありま
す。それから、手形、小切手関係で申
し上げますと、満期が休日に当たる手形
は、これに次ぐ第一の取引日に至るま
でその支拂を請求することを得ずとい
うことが、手形法の七十二條、八十七
條に規定されております。なお小切手
法の六十條、七十五條、というのと同じ
趣旨であります。すなわちこの場合に
おいても、先ほど申し上げた第二の意
味の休日ということになるわけであり
ます。

それから訴訟法関係で申し上げます
と、民事訴訟法においても、また期間
の計算について民法に従つておりま
す。しかしその場合のいわゆる一般の
休日という言葉は、その日に取引がな
さるや否やを問はずに法定されてお
り、日曜日と先ほど申し上げた第一の意
味の休日とこれに當つております。これ
は民事訴訟法の第五百五十六條の第三項
に規定されておるところであります。

それから日曜日は一般の休日すなわ
ち祝祭日であります。これには民事
訴訟法上、原則として期日の指定と
か、送達とか、執行行為を許されない
ことになつております。これが民事訴
訟法の第五百五十三條、百七十四條、五
百三十九條などに規定されておるところ
であります。

最後に祭日と休日の法律的意味を
一言申し上げますと、祭日は、法律上
は皇室の祭典の行われる期日といふこ
とであります。これに大祭日と小祭日
とあります。大祭日は従来の皇室祭
典の第八條と第九條とに定められて
おるところでございます。一應申し
立ててみますと、まず第一に一月三日
の元始祭、二月十一日の紀元節祭、春
分日の春季皇靈祭と春季神祇祭、四
月三日の神武天皇祭、秋分日の秋季皇
靈祭と秋季神祇祭、次に十月十七日の
神嘗祭、十一月二十三日の新嘗祭、十
二月二十五日の先帝祭、これは今、大
正天皇祭が設けてあります。さうして
最後に先帝以前の三代、先帝、皇妃
の皇後の各々年祭、これらが各々大祭日
であります。今申し上げましたうちの
元始祭から先帝祭までが休日となるわ
けであります。さうしてこの大祭日
は、天皇がみずから祭典を行われるわ
けであります。

次に小祭日は、これは従来の皇室祭
典の第二十條と第二十一條に規定さ
れておるところでございます。これ
も一應述べ立ててみますと、第一に二
月一日の歳旦祭、第二に二月十七日の
新年祭、第三に十一月三日の明治節
祭、第四に十二月中旬の賢所御神樂、
第五に四月二十九日の天皇節祭、さう
して最後に先帝以前の三代、先帝、皇妃
の皇後の各々年祭、それから綏靖天皇
以後先帝以前四代に至る歴代天皇の各
々年祭、これらが小祭日として規定さ
れておるのであります。この小祭日
申しましたのは、天皇がみずから礼拝
をされて、掌典長が祭典を行うといふ
ことになつております。

それから祝日であります。祝日は
國及び國民一般の恒例の祝日といふ
ことになつております。これは四
大節と新年宴會がこれに當るのであり
ます。四大節のうち紀元節と天皇節と
は、明治六年の太政官布告の第一号、
第九十一号によつて設定されておしま
す。それから明治節は昭和二年三月三
日の詔書によつて制定されておしま
す。それから一月一日は古來の慣例に
よつて定まつたわけでありまして、そ
れから新年宴會は昭和二年の勅令二十五
号によつて明らかにまつております。

この四大節におきましては、小学校、
中学校、師範学校、高等学校などで、
職員、児童、生徒が集まつて祝賀式を
行うことになつております。たとえ
ば、小学校施行細則の二十八條などに
規定されておるところであります。そ
れから今はないのであります。前に
軍があつたときには、陸海軍にも一定
の式を当日挙行すべきものと定められ
ております。たとえば海軍の祝式令の
百二十六條のごときがこれでありま
す。

以上簡単に法律用語としての祝祭規
定を申し上げておきます。申し立てて
みますと大分ごたごたしましたので、
いづれこれは表にして刷物としてお手
もとに差し上げます。

○福田委員長 この際、諸君にちよつ
と申し上げます。この祝祭日の問題
は、前々委員会のときに諸君に申し
上げましたごとくに、關係当局の方か
ら、可急速やかに立案せよ、さうい
うお話がありましたので、もとよりわが委
員会といたしまして、参議院の委員
会においてもその通りであります。が、
可急速やかにいたしたいと存じてお
ります。何というても祝祭日のこと
は重大である、いつも諸君が口にせら
れるごとくに、全國民が忠實に感謝の
念をもつて履行でき得られぬところの
祝祭日を制定せねばいかぬといふの
で、慎重に審議をいたすと同時に、あ
らゆる機關を動員して、下國民の声を
聴きつつ本日までまいつたのでありま
す。大抵お手もとにお配りしてありま
すが、しかしながら、あるいはまた総
理府官房審議室から出ておりますと
ころの報告書、同時にまた過般新聞社
方面の発表されましたところの事情に
おいて、大抵もはや資料が出盡してい
るのではなからうか、かように実は存
じております。可及的速やかに審議せ
よと仰せられた言葉が、大抵四月の中
旬、遅くとも四月の二十三、四日まで
は、完全な法律案として兩院を通過さ
せなければいけません、さういふ立場にな
つておりますので、もう余すところ一
箇月でありますから、その間には衆参
兩院文化委員会の合同委員会も開き、
また公聴会もおのずから開かなければ
ならぬことになつております。

以上簡単に法律用語としての祝祭規
定を申し上げておきます。申し立てて
みますと大分ごたごたしましたので、
いづれこれは表にして刷物としてお手
もとに差し上げます。

以上簡単に法律用語としての祝祭規
定を申し上げておきます。申し立てて
みますと大分ごたごたしましたので、
いづれこれは表にして刷物としてお手
もとに差し上げます。

以上簡単に法律用語としての祝祭規
定を申し上げておきます。申し立てて
みますと大分ごたごたしましたので、
いづれこれは表にして刷物としてお手
もとに差し上げます。

○並木委員　機会を興えてくださいますので、ごく簡単に申し上げます。その表をごらんになつてくださいますならば、おわかりになると思います。が、大体極端な飛躍といふようなことを避けまして、やはり一種の懷古味をもつた、よい傳統と申しますか、そういうところを守りながら、そうして明日への新しい進歩といふものをねらつてみたのであります。原則として、毎月一回ずつの祝祭日と申しますか、休日と申しますか、そういうもの

特に一日から五日まで、だら／＼しないでここで思い切つて新年を楽しんで、そうして翌日からの仕事に従事するというリクワイエーションの意味を盛つたのでございます。その他時の記念日、これは特に日本人は、今アメリカの方々の影響を受けて、戦後時を守ることの大切であるということを痛感しておりますが、六月にたま／＼ほかの催しがございますので、特に六月の分として選びましたのが時の記念日でございます。樹木愛護の日というのを入れましたが、これはただ言葉から見ますと狭いように思われますが、日本全体から考えますと、いろいろの意味で相当大きな影響をもつておる、こういうふうに考えておりますので、ぜひこれも入れてみたい。最後に忘年会、通俗の意味で忘年会というのと、すぐ酒盛りでもしてと、笑われそうな文字に思われますけれども、忘年ということとは、新年と相對照しまして、ほんとうの意味でその年を忘れて、そうして翌日から始まる新年への飛躍に備えようという。殊にいろいろこよみの関係で、あるいは世界暦などが採用されますと、無曜日が一日できるかと聞いておりますが、そういうときに備えて、とにかく年末一日は思い切つて年を忘れる。こういうところで置いたもので、こゝろは特別の意味は強くはございません。あとのとろは御御明申し上げる必要はないと思いますが、重点を、ただいたし上げたようなところに置いて、案いたしましたような次第であります。

○福田委員長　この際ちよつと原田君に伺いますが、今日は民主自由党の幹事君がまだお見えでありませんで、

ある。そうしたときに、ある特定のキリスト教に關するクリスマスをのみ宗教の代表的なものとして取上げることが、これは妥當でないという声を多く聞いておるんです。こういう点においては、十二月二十五日の國際親善日は、一應多數の聲として出てはおりまするが、宗教的立場において、これを特に慎重考慮する必要がある、信教の自由を認められていゝという立場から、これを納得のいけるような結論にもつていかなければならないと思ひます。そのほかの点に關しては、皆さんの御意見と大同小異でありまするから、省略させていただきます。

○福田委員長　この際諸君に申し上げます。この祝祭日問題に關して、大體諸君の御試案なり、御意見も、數回にわたつていゝるが、開陳がありましたので、もはや盡きたかと思ひますから、先ほども申し上げたごとくに、大體四月の中旬には立法化したい、かように考えておりますが、次回の委員會は四月の二日の金曜日ということにいたしましたして、それまでに文化委員としての諸君の御意見なり、試案は十分わかりましたから、一步前進する意味合において、民主黨の諸君は民主黨案、民主自由黨の諸君は民主自由黨案を、社會黨の諸君は社會黨案、第一議員俱樂部は第一議員俱樂部案といふ、おのれの所屬政黨の案をまとめてもらいたいと思ひます。さいわいに民主自由黨の諸君にも、佐々木君なり鈴木君なり田口君は、相當御熱心に今まで論議もされておりましたから、さいわい原田君も御出席でございますし、同僚諸君とお諮りになりました、一つの案を

おつくりくださつて、そうして民主自由党の党議にお諮りなすつて、正式の案を四月二日の委員会に御提出を願います。民主党もその通り、國民協同党、社会党、共產党もさうにいたして、そうして四月二日には、おの／＼持ち寄つてきたところの各党案というものに対して、十分に御説明を願ひ、また討論もいたして、できれば一本化した、い、そうして参議院との合同委員会において、参議院案をも検討いたして、十分に検討の結果、公聴会はもとより開いてみたい、かように考えております。大体お手もとに十分の資料がまいつているので、その資料をつぶさに御検討をされて、さうに願ひたいと思ひます。

なおくどうようでございますが、重大な問題でございしますから、後世の者からお互いに笑ひ、そしりを受けないだけのはずかしくない、また言いかえれば全國民が忠実に感謝の念をもつて履行できる、ところの祝祭日を制定したい。かように考えておりますから、どうぞ格別の御検討と御協力をお願いいたします。かように存じ上げます。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会